

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 8 年 7 月 13 日

収支等命令者

佐賀県立九州陶磁文化館統括副館長 山田 博則

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度特別企画展図録印刷業務
- (2) 仕 様 書 別添による
- (3) 納 期 令和 8 年 9 月 30 日（水）
- (4) 納 入 場 所 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
佐賀県立九州陶磁文化館

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 佐賀県内に本店を有する者若しくは佐賀県内に支店等を有し県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数が 50 人以上の者で、過去 5 年間に国又は地方公共団体との間において、本印刷と同等の美術品の図録印刷を行った実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからエまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届に関係資料を添付のうえ、令和8年7月24日（金）15時までに下記の担当課に持参又は郵送（7月24日（金）15時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【入札参加届及び関係資料】

ア 入札参加届（別紙様式1）

イ 営業概要書（別紙様式2）

ウ 同種業務の履行実績調書（別紙様式3）

事実を証明する書類として、契約書の写し、仕様書等業務内容がわかる書類、履行が証明できる書類を添付すること。

エ 誓約書（別紙様式4）

※担 当 課

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課

電話：0955-43-3681 E-mail：kyuto@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 入札参加届及び関係様式の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手してください。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和8年7月27日（月）11時

イ 場 所 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）第103条第3項第2号により免除します。

② 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

オ 一人で二以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第三回目を限度とする。）を行います。

(6) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」を提出してください。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(7) 代金の支払い

完了払

(8) 最低制限価格

無

(9) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問回答書に質問内容を記載し、令和8年7月21日（火）正午までに3のメールアドレスへ送信してください。

回答は、令和8年7月23日（木）17時までに佐賀県ホームページに掲載します。

(10) 問合せ先

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1

佐賀県立九州陶磁文化館

企画総務課（入札手続）・学芸課（業務内容）

電話 0955-43-3681

E-mail kyuto@pref.saga.lg.jp